



国官参物第20号

許 可 書

株式会社 イトー急行
代表取締役 加藤 善啓 殿

平成29年1月19日付けで申請のあった第二種貨物利用運送事業の経営は、貨物利用運送事業法第20条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

記

利用運送機関 鉄 道 貨 物 運 送
業 務 の 範 囲 一 般 事 業

平成29年6月1日

国土交通大臣

石井 啓一

